

九月十五日現在で

選舉資格の申告

本年九月十五日現在で選
舉資格申告書の蒐集を町の連絡員を通じて行います。

申告する者は左記に該当するものであります。

この申告書は、衆議院議員の教育委員会の委員及び市議会議員、市長、市議会議員、県議会議員、知事、県の教育委員会の委員が行われるとき、使用される基本選挙人名簿調製のため市議会議員、市長、市議会議員の各選挙人の申告書は期日(九月十日)までに提出しないと選挙人名簿に登録されないので折角の選挙権も行使できないから必ず申告するようお願いします。

なお不明の点は選挙管理委員会へ御問合せ下さい。

1. 日本国で本年九月十五日現在で市内に三ヶ月以上(昭和二十九年六月十六日以前から)居住して

いるもので年令満二十年

以上の男女の者

2. 戰時中の応召による未帰還者

3. 他市町村の病院に入院中の一般隊員(一等、二等、三等の各陸曹、陸士長、一等、二等、三等の各陸士をいり)及び家族が本市内に居住しているもの

4. 自衛隊に入隊中の一般隊員(一等、二等、三等の各陸曹、陸士長、一等、二等、三等の各陸士をいり)及び家族が本市内に居住しているもの

5. 本市民に住所を有する一

6. 修学のため本市から転出で郷里川越市居住の家族

はしているが学費その他と密接な関係にあるもの

7. 参議院議員、県議会議員、知事、県の教育委員会の委員

8. その他の選挙権及び被選挙権のない者(申告しないでよい者)

9. 藝術者、葬祭以上刑を受ける事の服務が終らない者

10. 以上の刑に處せられその執行を停止されている者

11. 登録とは刀剣類の戸籍

12. 登録の実施は川越市選挙管理委員会

13. 律の定めるところによつて五万円以下の罰金)され

14. 登録の実施は川越市選挙管理委員会

15. 行を受けることがなくなるとき

16. までの者、選挙犯罪により

17. 選挙権及び被選挙権の行使を停止されている者

18. を調べて登録しておくもの

19. で将来共本人の意志に反し

20. わせください。

21. 最近の登録審査会

22. 一、日時 八月二十七日

23. 一、場所 川越市連雀町

24. 蓮馨寺

25. 埼玉県教育委員会

26. お問い合わせ

27. お問い合わせ

28. お問い合わせ

29. お問い合わせ

30. お問い合わせ

31. お問い合わせ

32. お問い合わせ

33. お問い合わせ

34. お問い合わせ

35. お問い合わせ

36. お問い合わせ

37. お問い合わせ

38. お問い合わせ

39. お問い合わせ

40. お問い合わせ

41. お問い合わせ

42. お問い合わせ

43. お問い合わせ

44. お問い合わせ

45. お問い合わせ

46. お問い合わせ

47. お問い合わせ

48. お問い合わせ

49. お問い合わせ

50. お問い合わせ

51. お問い合わせ

52. お問い合わせ

53. お問い合わせ

54. お問い合わせ

55. お問い合わせ

選舉は公明に

しかしこの判断をするには常に政治に関する常識を備える必要があります。

今回九月一日から十五日までを「公明選挙強調期間」として全国一齊に運動を展開することになりました。この期間中は新聞、ラジオ、講演会その他各種の行事が行われますがこの運動が有権者各位の御理解によつて成功するよう念願してやみません。

选举に金がものを云うようなことがあつてはならないことは誰しも痛感するものであります。他面吾国には東洋的な道徳律として世間体、風義、義理人情などを重視する傾向があります。

これは社会生活の上では良いことありますが、選挙には禁物であります。

国民の一人一人が主権者であつて自己の判断によつて意思表示をすべきであります。

正しい政治 国土の平和 公明選挙強調期間 9月1日 9月15日

申告した書類と委員会の既

所で縦覽するとともにその

農地法第百八十四条の規定に

より、八月一日現在によつて申告した小作地等所有状況調査は次の通り処理致します。

申告書のうち貸付契約

市政だより

市議会議員、市長、市議会議員、教育委員会の委員及び市議会議員、市長、市議会議員の各選挙人の申告書は期日(九月十日)までに提出しないと選挙人名簿に登録されないので折角の選挙権も行使できないから必ず申告するようお願いします。

なお不明の点は選挙管理委員会へ御問合せ下さい。

1. 日本国で本年九月十五日現在で市内に三ヶ月以上(昭和二十九年六月十六日以前から)居住して

いるもので年令満二十年

以上の男女の者

2. 戰時中の応召による未帰還者

3. 他市町村の病院に入院中の一般隊員(一等、二等、三等の各陸曹、陸士長、一等、二等、三等の各陸士をいり)及び家族が本市内に居住しているもの

4. 自衛隊に入隊中の一般隊員(一等、二等、三等の各陸曹、陸士長、一等、二等、三等の各陸士をいり)及び家族が本市内に居住しているもの

5. 本市民に住所を有する一

6. 修学のため本市から転出で郷里川越市居住の家族

はしているが学費その他と密接な関係にあるもの

7. 参議院議員、県議会議員、知事、県の教育委員会の委員

8. その他の選挙権及び被選挙権のない者(申告しないでよい者)

9. 藝術者、葬祭以上刑を受ける事の服務が終らない者

10. 以上の刑に處せられその執行を停止されている者

11. 登録とは刀剣類の戸籍

12. 登録の実施は川越市選挙管理委員会

13. 律の定めるところによつて五万円以下の罰金)され

14. 登録の実施は川越市選挙管理委員会

15. 行を受けることがなくなるとき

16. までの者、選挙犯罪により

17. 選挙権及び被選挙権の行使を停止されている者

18. を調べて登録しておくもの

19. で将来共本人の意志に反し

20. わせください。

21. 最近の登録審査会

22. 一、日時 八月二十七日

23. 一、場所 川越市連雀町

24. 蓮馨寺

25. 埼玉県教育委員会

26. お問い合わせ

27. お問い合わせ

28. お問い合わせ

29. お問い合わせ

30. お問い合わせ

31. お問い合わせ

32. お問い合わせ

33. お問い合わせ

34. お問い合わせ

35. お問い合わせ

36. お問い合わせ

37. お問い合わせ

38. お問い合わせ

39. お問い合わせ

40. お問い合わせ

41. お問い合わせ

42. お問い合わせ

43. お問い合わせ

44. お問い合わせ

45. お問い合わせ

46. お問い合わせ

47. お問い合わせ

48. お問い合わせ

49. お問い合わせ

50. お問い合わせ

51. お問い合わせ

52. お問い合わせ

53. お問い合わせ

54. お問い合わせ

55. お問い合わせ

56. お問い合わせ

57. お問い合わせ

58. お問い合わせ

59. お問い合わせ

60. お問い合わせ

61. お問い合わせ

62. お問い合わせ

63. お問い合わせ

64. お問い合わせ

65. お問い合わせ

66. お問い合わせ

67. お問い合わせ

68. お問い合わせ

69. お問い合わせ

70. お問い合わせ

71. お問い合わせ

72. お問い合わせ

73. お問い合わせ

74. お問い合わせ

75. お問い合わせ

76. お問い合わせ

77. お問い合わせ

78. お問い合わせ

79. お問い合わせ

80. お問い合わせ

81. お問い合わせ

82. お問い合わせ

83. お問い合わせ

84. お問い合わせ

85. お問い合わせ

86. お問い合わせ

87. お問い合わせ

88. お問い合わせ

89. お問い合わせ

90. お問い合わせ